

三重とこわか大会入賞メダル首かけ紐等制作業務委託仕様書

1 業務名

三重とこわか大会入賞メダル首かけ紐等制作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月24日（水）まで

3 業務委託の内容

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が別途提供するメダルに首かけ紐を取り付け、メダルの表面を上にしてメダルケース（内箱）及びメダルケース（外箱）に収める。

(1) 首かけ紐

デザイン・素材：メダルのデザインとの親和性があり、伝統工芸や地域産業資源を活用する等、三重県らしさを表現したもの

サイズ：長さ900mm程度

構造：メダルと首かけ紐を適切に接合し、首にかけた際に落ちないようにすること。

仕上げ：契約後、委託者と協議して決定したデザインをフルカラーで表現すること。染色・プリントする場合は、色落ちのないようにすること。

ロゴ、マスコット等のデザインデータは必要に応じて貸与する。

(2) メダルケース（内箱）

材質等：メダルを傷つけないような素材であること

サイズ：縦63mm、横55mm、厚さ5.5mmのメダルが入る大きさ

仕上げ：ケース内にメダルを安定して固定すること。

メダルと首かけ紐が収納できること。

(3) メダルケース（外箱）

材質等：ボール紙等

サイズ：メダルケース（内箱）に合わせること。

デザイン：三重とこわか大会の入賞メダルであることがわかるデザインとすること。色の詳細については、委託者の確認を受けること。

メダルの説明文を記載する場所を設けること。なお、説明文については、別途委託者から指定する。

仕上げ：上下または左右からメダルケース（内箱）を入れられるようにすること。

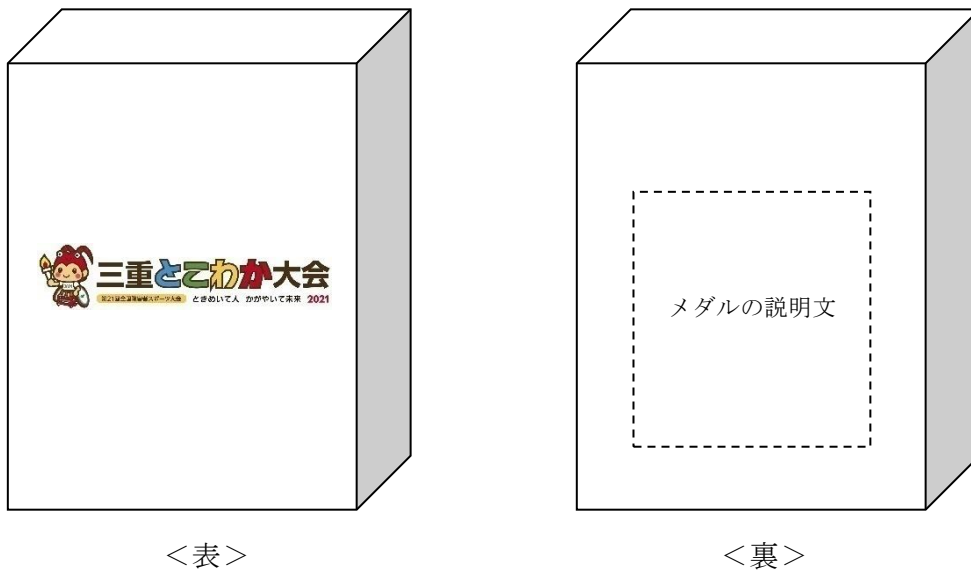
【参考】

(1) メダル本体



※金・銀・銅メダルの意匠は全て同一であり、それぞれ表面の色が異なる。

(2) メダルケース（外箱）



※上記は参考であり、デザインを指定するものではない。

4 協議・打合せ等の実施

本業務委託の実施にあたっては、業務着手時及び成果品納入時に協議・打合せ等を行うほか、デザイン補正等の実作業における協議・打合せ等は随時実施することとする。なお、協議・打合せは三重県庁で行うものとする。

5 成果品の納入

(1) 提出物件

	成果品名	数量	納入期限
ア	首かけ紐等試作品	合計6セット (金・銀・銅 各2セット)	令和2年 11月6日(金)
イ	首かけ紐等完成品	合計3,810セット (内訳) 金メダル:1,553セット 銀メダル:1,147セット 銅メダル:1,110セット	令和3年 3月24日(水)

※数量及び納入期限は、現段階での想定であり、変更が生じる場合がある。

(2) 留意事項

- ア 試作品を作成し、委託者が承認のうえ、量産を行うこと。
- イ メダルの種類(金・銀・銅メダル)ごとに箱入れし、箱の側面に品名及び数量をそれぞれ明記して納品すること。
- ウ 成果品の納入後、内容の変更、不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行い、契約期間終了日までに納入すること。
- エ 納入先は、下記のとおりとし、事前に委託者と打合せのうえ納入すること。
〒517-0045 三重県鳥羽市船津町273番 旧鳥羽警察署

6 著作権関係

- (1) 受託者は、委託業務の実施により作成される成果品の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)については、納品の確認をもって全て委託者に譲渡することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行及び本業務における成果物に対する著作者人格権の行使をしないものとする。

7 秘密保持

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要

綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

9 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 その他

- (1) 希望する者には、全国障害者スポーツ大会シンボルマーク、ロゴデザイン、マスコットキャラクター「とこまる」等の電子データを提供する。ただし、提供したデータは本業務委託以外の用途に使用しないこと。
- (2) メダルの試作品及び先催県の入賞メダルの実物は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局内で閲覧することができる。(閲覧可能な時間：三重県庁の開庁日の午前9時から午後5時まで)
- (3) 試作品に必要なメダルは契約時に、残りのメダルは令和2年1月下旬に提供を予定している。